

企業法 H23年 第 回 短答式本試験 解答解説

問題 1 正解 3 難易度 A

【 解 説 】

- ア . 誤り。個人商人の商号の登記は任意である（商法）。
- イ . 正しい。商法15条2項。
- ウ . 正しい。商法10条。
- エ . 誤り。このような規定はない。

以上より、正しいものはイとウであるから、正解は3である。

問題 2 正解 5 難易度 A

【 解 説 】

- ア . 誤り。会社は他の会社の社員になることができる（会社法576条1項4号の「名称」という文言）。
- イ . 誤り。法人が発起人になることは禁止されていない。
- ウ . 正しい。会社法4条。
- エ . 正しい。会社法6条1項。

以上より、正しいものはウとエであるから、正解は5である。

問題 3 正解 1 難易度 A

【 解 説 】

- ア . 正しい。会社法30条1項。
- イ . 正しい。会社法25条2項。
- ウ . 誤り。払込取扱銀行等に保管証明書の交付義務が生じるのは、募集設立の場合のみである（会社法64条）。
- エ . 誤り。設立時発行株式の株主となる時期は、会社成立の時（設立の登記をした時。会社法49条）である。

以上より、正しいものはアとイであるから、正解は1である。

問題 4 正解 1 難易度 A

【 解 説 】

- ア . 正しい。会社法104条。
- イ . 正しい。会社法308条 1 項ただし書、189条 1 項。
- ウ . 誤り。剰余金の配当を受ける権利及び残余財産の分配を受ける権利の全部を与えない旨の定款の定めは、無効である（会社法105条 2 項）。
- エ . 誤り。「みなされる」のではなく「推定される」（会社法120条 2 項前段）

以上より、正しいものはアとイであるから、正解は1である。

問題 5 正解 5 難易度 A

【 解 説 】

- ア . 誤り。株式取得者からも譲渡等承認請求をすることができる（会社法137条、138条柱書かつこ書）。
- イ . 誤り。公開会社（会社法 2 条 5 号）とは、その発行する「全部」または「一部」につき譲渡制限が設けられて「いない」株式会社である。本肢は「一部」の場合に該当する（同法108条 1 項 4 号）。
- ウ . 正しい。会社法139条 1 項本文・ただし書。
- エ . 正しい。174条。

以上より、正しいものはウとエであるから、正解は5である。

問題 6 正解 4 難易度 A

【 解 説 】

- ア . 誤り。募集新株予約権は無償で発行することができる（会社法238条 1 項 2 号）。
- イ . 正しい。会社法236条 1 項 6 号。
- ウ . 正しい。会社法267条 1 項。
- エ . 誤り。会社法282条。

以上より、正しいものはイとエであるから、正解は4である。

問題 7 正解 4 難易度 A B

【 解 説 】

- ア . 誤り。1 単元の株式数は、千及び発行済株式の総数の二百分の一を超えることはできない（会社法188条 2 項、施行規則34条）。
- イ . 正しい。会社法190条。
- ウ . 誤り。取締役の決定（取締役会設置会社は取締役会の決議）で足りる（会社法195条 1 項）。
- エ . 正しい。会社法188条 3 項。

以上より、正しいものはイとエであるから、正解は4である。

問題 8 正解 2 難易度 A

【 解 説 】

- ア . 正しい。会社法306条 1 項・ 2 項。
- イ . 誤り。議決権行使書面の閲覧・謄写請求をすることができる「株主」（会社法311条 4 項）からは、完全無議決権株主は除かれている（同法310条 7 号）。
- ウ . 誤り。株主は、代理人によってその議決権を行使することができる（会社法310条前段）。
- エ . 正しい。会社法316条 1 項。

以上より、正しいものはアとエであるから、正解は2である。

問題 9 正解 2 難易度 A

【 解 説 】

- ア . 正しい。会社法386条 1 項。
- イ . 誤り。監査役設置会社が「取締役であった者」に対して訴えを提起する場合も、当該会社が取締役に対して訴えを提起する場合と同じく、監査役が当該会社を代表する（会社法386条 1 項かつこ書）。
- ウ . 誤り。監査役が訴えに関して監査役設置会社を代表するのは、当該会社と取締役の間の訴えの場合に限られ（会社法386条 1 項） 当該会社と会計監査人との間の訴えの場合は、原則どおり、代表取締役が当該会社を代表する（会社法349条 4 項）。
- エ . 正しい。会社法408条 1 項 2 号。

以上より、正しいものはアとエであるから、正解は2である。

問題10 正解 3 難易度 A

【 解 説 】

- ア . 誤り。「3人以上」は正しいが、「過半数」は誤りであり、正しくは「半数以上」(会社法335条3項。)
- イ . 正しい。会社法390条2項2号、3項。
- ウ . 正しい。会社法390条2項柱書ただし書・3号。
- エ . 誤り。監査役会の書面決議を許す規定はない。

以上より、正しいものはイとウであるから、正解は3である。

問題11 正解 5 難易度 B

【 解 説 】

- ア . 誤り。取締役は、「取締役会を通じて」執行役等の職務の執行を監督する義務がある(会社法416条1項2号)。
- イ . 誤り。各委員会の委員は、いつでも、取締役会の決議で解職することができる(会社法401条1項)。
- ウ . 正しい。執行役は取締役を兼ねることができる(会社法402条6項)。監査委員は、執行役を兼ねることができない(同法400条4項)。なお、本肢の「なることができない」という表現は欠格事由を想起させる、微妙な表現ではある。
- エ . 正しい。報酬委員会は、執行役等の個人別の報酬等の内容の決定をしなければならない(会社法409条1項)。そして、この決定の委任を許容する規定はない。

以上より、正しいものはウとエであるから、正解は5である。

問題12 正解 2 難易度 B

【 解 説 】

- ア . 正しい。会社法357条1項。
- イ . 誤り。「株主」ではなく「監査役」に報告しなければならない(会社法357条1項かつこ書)。
- ウ . 正しい。会社法357条2項。
- エ . 誤り。「取締役会」ではなく「監査委員」に報告しなければならない(会社法419条1項)。

以上より、正しいものはアとウであるから、正解は2である。

問題13 正解 4 難易度 A

【 解 説 】

- ア．誤り。効力発生日の前であれば、いつでも当該効力発生日を変更することができる（会社法449条7項）。
- イ．正しい。会社法447条6項1号。
- ウ．正しい。会社法449条1項柱書第2かっこ書。
- エ．誤り。資本金の額の減少の無効の訴え（会社法834条5号）に係る請求を認容する確定判決には遡及効がない（同法839条）。

以上より、正しいものはイとウであるから、正解は4である。

問題14 正解 4 難易度 B

【 解 説 】

- ア．誤り。株主・債権者は、「株式会社の営業時間内は、いつでも」、計算書類等の閲覧等を請求することができる（会社法442条3項）。すなわち、「その権利を行使するために必要であるとき」は要件とされていない。
- イ．正しい。会社法432条2項。
- ウ．正しい。会社法435条4項。
- エ．誤り。親会社社員が計算書類等の閲覧等を請求するには、「その権利を行使するため必要があるとき」に「裁判所の許可を得る」必要がある（会社法442条4項）。

以上より、正しいものはイとウであるから、正解は4である。

問題15 正解 2 難易度 A

【 解 説 】

- ア．正しい。合同会社も一人会社が認められるし（設立段階では、発起人・社員の人数に制限はないし、会社成立後も、会社法641条各号は、社員が1人であることを解散事由としていない。）法人社員も認められる（同法576条1項5号の「名称」という文言は法人社員を許容したものの。）
- イ．誤り。定款で定めれば、一部の社員のみを業務執行社員とすることができる（会社法590条1項）。
- ウ．正しい。会社法575条4項、同1項6号かっこ書。
- エ．誤り。定款によれば、社員の損益分配の割合を各社員の出資の価額と無関係に定めることができる（会社法622条1項）。

以上より、正しいものはアとウであるから、正解は2である。

問題16 正解 3 難易度 A

【 解 説 】

- ア．誤り。社債権者集会の決議事項は、会社法に規定する事項および社債権者の利害に関する事項に限定されている（会社法716条）。
- イ．正しい。会社法723条2項。
- ウ．正しい。会社法734条1項。
- エ．誤り。「社債権者全員」ではなく、原則として発行会社が負担する（会社法742条1項）。

以上より、正しいものはイとウであるから、正解は3である。

問題17 正解 3 難易度 A

【 解 説 】

- ア．正しい。A社とB社が共同して株式移転により完全親会社を設立することができる（共同株式移転。会社法2条32号、772条2項）。
- イ．誤り。株式移転設立完全親会社となることができるのは、株式会社だけである（会社法2条32号）。
- ウ．誤り。株式移転の効力は、株式移転設立完全親会社の成立の日に生じる（会社法774条）。
- エ．正しい。会社法828条1項柱書、同12号。

以上より、正しいものはアとエであるから、正解は3である。

問題18 正解 5 難易度 A

【 解 説 】

- ア．誤り。存続会社は株式会社に限られない（持分会社でもよい。会社法2条27号、748条）。
- イ．誤り。存続会社の株主に反対株主の株式買取請求権が与えられる（会社法797条1項）。
- ウ．正しい。前半について、会社法749条1項6号、750条1項。後半について、同法750条2項。
- エ．正しい。会社法828条1項7号。

以上より、正しいものはウとエであるから、正解は5である。

問題19 正解 4 難易度 B

【 解 説 】

- ア．誤り。有価証券報告書と併せて確認書を内閣総理大臣に提出しなければならないのは、有価証券報告書を提出しなければならない会社のうち、上場有価証券の発行会社等に限られる（金商法24条4の2第1項）。
- イ．正しい。金商法24条の4の4第1項。
- ウ．誤り。このような規定はない。
- エ．正しい。金商法24条の5の2、25条1項第9号。

以上より、正しいものはイとエであるから、正解は4である。

問題20 正解 1 難易度 C

【 解 説 】

- ア．正しい。金商法21条の2第1項、19条1項。
- イ．誤り。有価証券の取得者が悪意の場合は、損害賠償責任は生じない（金商法17条本文の「知らないで」の文言は善意が要件となっていることを表している。）。
- ウ．正しい。確認書に虚偽記載があった場合は、有価証券報告書の虚偽記載を意味し、有価証券報告書に関して刑事責任・民事責任を生じさせれば足りるので、確認書に関して刑事責任・民事責任・行政責任（過料）が生じることはない（民事責任につき、法21条1項第1かつこ書）。ただし、確認書を提出しなかった場合には、過料に処せられる（金商法208条2号）。このように、確認書に関して過料に処せられるのは、不提出の場合であって虚偽記載の場合ではないので、本肢には疑問が残るが（筆者の調査不十分または見識不足によるものであるかもしれないが）、イとエが明らかに誤っているので、本肢は正しいものとしておく。
- エ．誤り。請求時の前に有価証券を処分していた場合には、当該有価証券の取得について「支払った額」から控除される額は、「処分価額」である（金商法18条1項、19条1項2号）。

以上より、正しいものはアとウであるから、正解は1である。